

国民健康保険税について

1 納税義務者は世帯主

国民健康保険税は、国民健康保険加入者がいる世帯の**世帯主に課税されます**ので、世帯主が国民健康保険に加入していなくても、同じ世帯に国民健康保険の加入者がいる場合は、その世帯の**世帯主に課税されます**。

2 国民健康保険税の計算方法

国民健康保険税は、医療保険に係る**医療給付費分**、後期高齢者支援金等に要する費用としての**後期高齢者支援等分**、介護保険に要する費用としての**介護納付金分**（40歳から64歳までの方のみ）及び子ども・子育て支援に要する費用としての**子ども・子育て支援納付金分**を合算した金額で計算します。

令和8年度国民健康保険税の税率改正について

区分	医療給付費分	後期高齢者支援金等分	介護納付金分	子ども・子育て支援納付金分
所得割	7.43% (+0.68%)	2.84% (+0.06%)	2.44% (+0.12%)	0.29%
均等割	31,700円 (+2,800円)	12,000円 (+300円)	12,200円 (+500円)	1,300円 ※18歳以上均等割を含む
平等割	20,300円 (+1,500円)	7,700円 (+100円)	6,000円 (+200円)	700円

（ ）は令和7年度と現行税率との比較。

※子ども・子育て支援金均等割額＝①被保険者均等割額＋②18歳以上被保険者均等割額

①18歳未満の加入者は10割軽減

②18歳未満被保険者均等割軽減相当額を18歳以上加入者数で按分

子ども・子育て支援金制度について

子ども・子育て支援金制度は、「子ども未来戦略（令和5年12月22日閣議決定）」及び「子ども・子育て支援金法等の一部を改正する法律（令和6年法律第47号）」に基づき、少子化対策の抜本的強化に当たり、少子化対策に受益を有する全世代・全経済主体が、子育て世帯を支える新しい分かち合い・連帯の仕組みとして令和8年度に創設された制度です。

国は、支援納付金対象費用に充てるため、令和8年度から毎年度、医療保険者から支援納付金を徴収し、医療保険者は、支援納付金を納付する義務を負います。この支援納付金を納付するために、令和8年4月から従来の保険税とあわせて子ども・子育て支援金分が徴収されます。

令和8年度国民健康保険税の軽減・減免制度について

1 所得の少ない世帯に対する7・5・2割軽減（申請不要）

一世帯内の世帯主と加入者全員の、前年中の所得の合計額が次の条件を満たす世帯は、**均等割**と**平等割**がそれぞれの軽減割合に応じて自動的に軽減されます。

対 象 世 帯	軽減割合
令和7年中の総所得金額等が 43万円＋10万円×（給与所得者等の数－1）以下の世帯	7割
令和7年中の総所得金額等が 43万円＋（31万円×被保険者数）＋10万円×（給与所得者等の数－1）以下の世帯	5割
令和7年中の総所得金額等が 43万円＋（57万円×被保険者数）＋10万円×（給与所得者等の数－1）以下の世帯	2割

※給与所得者等：一定の給与所得者（給与収入55万円超）及び公的年金等の支給（60万円超（65歳未満）又は110万円超（65歳以上））を受ける者

※世帯の前年中の所得内容が確認できない場合は軽減されません。令和7年中の収入について申告をしていない方は必ず申告をしてください。

2 非自発的な理由により離職をされた方への軽減（要申請）

非自発的な理由により離職をされた方で、雇用保険の「特定受給資格者」または「特定理由離職者」として失業給付等を受ける場合には、前年中の**給与所得**を100分の30に軽減して国民健康保険税を計算します。

なお、給与所得が少額の場合は、国民健康保険税が減額されないことがあります。

項目	内容
対象者	雇用保険受給資格者証の離職理由欄の番号が次のいずれかに該当する方 (ア)特定受給資格者(倒産、解雇等による離職)…11・12・21・22・31・32 (イ)特定理由離職者(雇い止め等による離職) …23・33・34
軽減期間	離職日の翌日の属する月から、その月の翌年度末まで
申請に必要なもの	①マイナンバーのわかるもの ②認め印 ③雇用保険受給資格者証

※「**特例**受給資格者」及び「**高齢**受給資格者」は対象になりません。

3 各種減免制度（要年度内申請）

	減免種類	所得制限	減免額	申請に必要なもの
1	所得割減免 国保加入者の死亡、病気（療養期間が6ヶ月以上のもの）、失業、廃業等により、令和8年中の総所得金額等の見込額が令和7年中の総所得金額等の2分の1以下に減少すると認められる場合	世帯主と国保加入者の令和7年中の総所得金額等の合計額が300万円以下	当該理由の発生した日以降に到来する納期限に係る納付額のうち、所得割額の2分の1に相当する額	①世帯主と国保加入者全員の令和7年中と令和8年中の総所得金額等がわかるもの（源泉徴収票や収支計算書など） ②所得減少の理由を証明する書類（診断書（療養期間が6ヶ月以上と記載のあるもの）、離職証明書、廃業届の写しなど） ③認め印
2	災害減免 震災・風水害・火災などの災害により、世帯主または国保加入者が居住している住宅・家財の価格の10分の3以上の損害を受けた場合（損害額は、火災保険等により補てんされる額を除きます）	世帯主と国保加入者の令和7年中の総所得金額等の合計額が1,000万円以下	災害を受けた日以降に到来する納期限に係る納付額の8分の1から全額（損害状況又は、総所得金額等により異なります）	①り災証明書または被災証明書 ②損害額や保険等による補てん金額のわかるもの ③認め印
3	国民健康保険税は、国民健康保険加入者がいる世帯の 世帯主に課税されます ので、世帯主が国民健康保険に加入していなくても、同じ世帯に国民健康保険の加入者がいる場合は、その世帯の 世帯主に課税されます 。	世帯主と国保加入者の令和7年中の総所得金額等の合計額が150万円以下	当該理由の発生した日以降に到来する納期限に係る納付額のうち、所得割額の10分の2に相当する額	①医療費受給者証または受給者認定書 ②認め印
4	生活保護受給者に対する減免		当該理由の発生した日以降に到来する納期限に係る納付額	①認め印
5	刑事施設入所者に対する減免		国民健康保険法第59条に該当する者及び期間に相当する額	①刑事施設に入所していた期間が分かるもの（在所証明書など） ②認め印

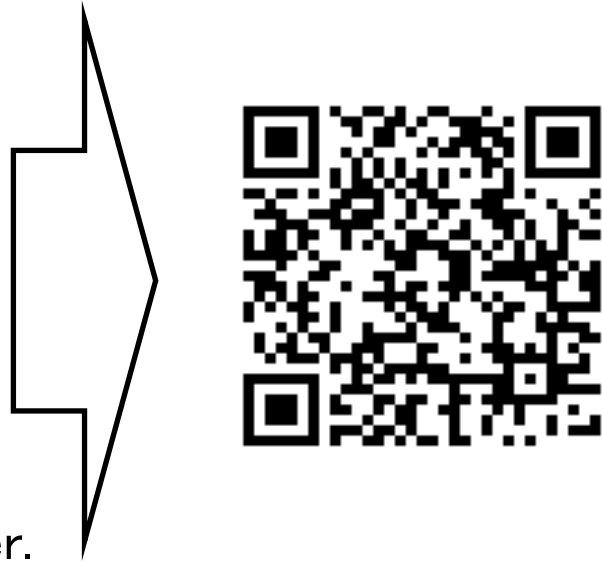
•^{ほんやく}翻訳された手紙の^{てがみ}内容は^{ないよう}こちらから^{かくにん}確認できます。
•^{かくにん}確認できない場合は^{ばあい}翻訳手紙を^{ほんやくてがみ}郵送しますので^{ゆうそう}ご連絡ください。^{れんらく}

•右边的二维码可以确认信的内容。
如果确认不了的情况，请您和我们联系，再给您邮信。

•Puwedeng tingnan ang liham na nagpatranslate kung i-scan ito
Kung hindi makita, pakisuyong ipaalam. Isesend ang liham.

•You can check the contents of the translated letter from here.
Please contact if you cannot confilm it. A city hall mails a translated letter.

•É possível conferir o conteúdo deste informativo traduzido através do código QR ao lado.
Caso não seja possível acessar, favor contactar-no para que possamos enviar a versão impressa.



(<https://www.city.anjo.aichi.jp/kurasu/hokennenkin/kokuho/douhuutirasi.html>)

問い合わせ先

安城市役所 国保年金課 国保係（本庁舎1階9番窓口）
電話 0566-71-2230（直通）0566-76-1111（代表）
受付時間 平日の午前9時から午後4時まで
市公式ウェブサイト（<https://www.city.anjo.aichi.jp>）